

■議案第46号 四万十町興津農水産物加工直販センターに係る指定管理者の指定について

【要旨】

当施設は、地方自治法第244条の2第3項、四万十町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条及び四万十町興津農水産物加工直販施設条例第3条の規定に基づき、平成23年4月1日より四万十町観光協会が指定管理者として施設の管理・運営を行っていましたが、平成28年3月31日に指定期間が終了します。

そのため、四万十町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条の規定により、引き続き四万十町観光協会を指定管理者の候補者として選定しましたので、地方自治法第244条の2第6項に基づき、指定管理者の指定をするため、議会の議決を求めます。

1. 公の施設の名称及び概要

四万十町興津2135番地74

四万十町興津農水産物加工直販センター

鉄骨造、150㎡、平成12年建築

2. 公募によらない指定管理者の候補者名

四万十町茂串町1番14号

一般社団法人 四万十町観光協会

3. 公募によらない理由及び指定管理者の候補選定理由

四万十町興津農水産物加工直販センターは、地域経済の発展と町民の生活向上に寄与するため、地域で生産される農水産物等の付加価値化を図ると共に産物の販売等の用に供する施設として、平成12年に四万十町興津青少年旅行村内に設置されたものです。

この施設は、平成23年4月1日より平成28年3月31日まで、「一般社団法人四万十町観光協会」を指定管理者として指定し、指定管理業務に当たってきました。

当施設は平成27年度の指定管理者選定委員会において、公募により指定管理者を選定する施設となっていますが、当施設と一体的に管理すべき施設である四万十町興津青少年旅行村の指定管理期間が平成30年3月31日までとなっているため、今回の指定管理者の選定については公募を行わず、興津青少年旅行村の指定管理者である「一般社団法人四万十町観光協会」を指定管理者の候補として選定し、指定管理期間を平成30年3月31日までとして、次回の指定管理者の候補選定から公募による選定を行います。

【根拠法令等】

四万十町興津農水産物加工直販施設条例（抜粋）

（指定管理者による管理）

第3条 町長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、加工直販施設の管理を法人その他の団体であつて、町長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。